

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

従業員から提出を受ける「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の個人番号の記載について

《内容》

当社は、従業員から平成27年中に「平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書」を提出するように求めています。このように平成27年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合、平成28年1月以前でも、従業員に個人番号を記載してもらうことになるのですか。また、控除対象配偶者等についても本人確認する必要があるのですか。

『答』

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」は、平成28年1月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してもらう必要があります。なお、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うこととなります。しかし、平成27年中に「平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受ける場合であっても、平成28年分の給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)に記載するために、従業員から個人番号の記載を求めても差し支えないとされています。

(解説)

- 1 「平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書」の様式においては、給与の支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加され、また、給与所得者の「個人番号」欄及び控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されています。
- 2 給与所得者(従業員等)の手続としては、基本的には、平成28年1月以後に提出するこの「平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書」から、給与所得者本人の個人番号を記載しますが、会社が、この申告書の提出を平成27年中に求める場合であっても、従業員等に対し、個人番号の記載をするよう求めても差し支えないとされています。つまり、従業員等は、本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族についても、個人番号の記載が必要となります。
- 3 会社(給与の支払者)の手続としては、
 - ① 給与の支払者は、扶養控除等申告書の提出を受ける際に、次のいずれかの書類により、番号法に定める本人確認を行う必要があります。

- ・ 給与所得者本人の個人番号カード
- ・ 給与所得者本人の通知カード及び免許証などの写真付身分証明書

※ 給与所得者の本人確認は給与の支払者が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うこととなります。

② 給与の支払者は、平成28年1月以後に提出を受ける扶養控除等申告書から、給与の支払者の個人番号又は法人番号を記載します。

※ 給与の支払者の番号は扶養控除等申告書の提出を受けた後に記載しますが、法人番号については、一般に公表されているため、あらかじめ給与の支払者の法人番号を印字した扶養控除等申告書を給与所得者に配付することとしても差し支えありません。

4 なお、従業員等がまだ通知カードを受領していない場合や拒否した場合等については、基本的には、平成27年中に提出する扶養控除等申告書については、法令上、個人番号の記載義務はありませんので、提出の時までに従業員等に通知カードが届いていない場合等には、個人番号欄は空欄のまま受理することになりますが、この場合、平成28年分の源泉徴収票（税務署提出用）には、従業員等の個人番号の記載が必要になりますので、源泉徴収票を作成するまでに、別途従業員等から個人番号を取得する必要があります。

5 また、平成28年分の給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成するために、従業員等から個人番号を取得する手段として、平成27年中に提出された扶養控除等申告書へ個人番号の補完記入を求めても差し支えないとされています。さらに、平成28年末に提出を受ける平成29年分の扶養控除等申告書に記載された個人番号（平成29年分から扶養親族でなくなった者がいる場合には、当該扶養親族の個人番号については別途取得が必要です。）を使用することとしても差し支えないとされています。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。